

令和4年12月23日開会  
令和4年12月23日閉会

# 決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



# 決算審査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和4年12月23日(金)  
午後1時30分開会  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 管理者あいさつ
- 4 審査事件

令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について

- 5 委員長報告について
- 6 閉 会

~~~~~

## 出席者 (7名)

委員長	渡 辺 穰 爾	副委員長	森 岡 俊 夫
委員	土 光 均	委員	今 城 雅 子
委員	山 路 有	委員	勝 部 俊 徳
委員	小 谷 博 徳		

~~~~~

## 欠席者 (0名)

~~~~~

## 説明のため出席した者

管理者	米子市長	伊 木 隆 司	副管理者	米子市副市長	伊 澤 勇 人
事務局長		三 上 洋	消防局長		赤 川 紀 夫
事務局総務課長		矢 野 伴 典	事務局施設管理課長		本 池 将
事務局ごみ処理施設整備課長		生 田 公 志	消防局総務課長		岩 田 幸 博
消防局警防課長兼 警防課消防第二担当課長補佐		後 藤 典 明	消防局指令課長		生 田 圭 一 郎

事務局施設管理課 環境企画室長	吉持 貴文	事務局施設管理課施設長（米子浄 化場）兼浄化場維持担当課長補佐	松並 豊
事務局施設管理課施設長（リサイクルプ ラザ）兼ごみ処理施設維持担当課長補佐	小林 祥弘	事務局総務課長補佐兼 人事給与担当課長補佐	堀口 晴美
事務局総務課長補佐兼 認定審査担当課長補佐	伏野 哲彦	消防局予防課長補佐兼 査察指導担当課長補佐	岡 浩輝
事務局総務課入札財 政担当課長補佐	三原 剛	事務局施設管理課担 当課長補佐	安田 憲
事務局ごみ処理施設整 備課担当課長補佐	堀尾 周作	消防局総務課経理担 当課長補佐	高田 一広
消防局総務課係長	足立 健		

~~~~~

### 議会担当職員

書記長 近藤 隆 書記 板井 寛典

~~~~~

### 1 開 会 (午後1時30分)

○渡辺委員長 それでは、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

~~~~~

### 2 委員長あいさつ

○渡辺委員長 本日は、御多忙のところ御出席をいただきありがとうございます。

これから、去る11月28日に開催されました組合議会定例会において、当委員会に付託されました令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定についての審査をいたします。

審査に当たりましては、限られた時間でございますが、委員の皆様から活発な御意見をいただきたいと思います。また、当局からの答弁は、簡潔かつ的確にお願いいたします。

本日は、よろしくお願いたします。

~~~~~

### 3 管理者あいさつ

○**渡辺委員長** 続きまして、管理者から御挨拶をお願いいたします。伊木管理者。

○**伊木管理者** 改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、決算審査特別委員会を開催してくださいまして本当にありがとうございます。今日、私は午前中所用で鳥取に行っておりましたけれども、米子はこれですから鳥取はさぞ多いだろうと思って覚悟をして行ったところ、こっちより大分少なくてですね、ちょっと拍子抜けをしたところでございます。戻ってきましたら、このような天気ということで、お足元の悪い中お集まりをいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

決算に関しまして、私ども、この適正な事務を心がけて至っているところでございますけれども、何分至らない点もあるかと存じますので、本日はぜひとも皆様方から忌憚のない御意見をいただきまして、よりよい事務の適正化を図ってまいりますと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。

~~~~~

### 4 審査事件

○**渡辺委員長** それでは、日程第4に移ります。令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定についてを議題といたします。

当局からの説明をお願いします。矢野総務課長。

○**矢野事務局総務課長** そういたしますと、令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

資料につきましては、それぞれ右肩のところに記載しておりますが、議案第15号別冊、議案第15号参考資料①、それから一つ飛びまして、議案第15号参考資料③、こちらの3種類の資料を使って説明させていただきたいと思っております。

まず、歳入歳出決算の概要のほうを説明させていただきたいと思っておりますので、参考資料①、A4、2枚を閉じております資料をお手元のほうに御準備いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

そういたしますと、歳入歳出決算の概要、こちらのほうを御説明いたします。大きい項目1の決算状況でございます。歳入決算額についてでございますが、予算現額48億1,427万3,000円に対しまして、収入済額は47億5,003万8,893円となっております。不納欠損額及び収入未済額はございませんでした。予算現額と収入済額の比較でございますが、マイナスの6,423万

4, 107円となっております。予算現額に対してマイナスの1.3%、歳入が減額となっております。

続きまして、(2)に記載しておりますが、歳出決算額についてでございます。予算現額48億1,427万3,000円に対しまして、支出済額は47億823万5,213円でございます。翌年度への繰越額は2,430万2,300円です。これは大山消防署庁舎大規模改修事業の実施設計業務に係るものでございます。また、不用額でございますが、8,173万5,487円でございます。

続きまして、(3)の歳入歳出差引残額でございます。歳入歳出差引残額4,180万3,680円です。こちらにつきましては今年度の1月補正予算で全額繰り越す予定としております。

その下、(4)の歳入予算現額に対し超過又は不足した項目でございます。先ほど説明させていただきました歳入に関しましては、マイナス1.3%の収入減でございます。その主な要因は、この一覧の一番右の欄に記載しております。主なものとしたしましては、病院群輪番制病院設備整備費負担金、こちらの減額ですとか、県支出金の同じく病院群輪番制病院設備整備事業補助金の減、こういったものが主なものとなっております。

1枚おはぐりいただきまして、2ページ目を御覧ください。歳入に対しまして、その一方で97.8%の執行率でありました歳出、こちらにつきましては、その要因の一つであります不用額の主なものを、(5)の歳出の不用額の主な内容に掲載しております。こちらの表も一番右の欄を御覧ください。不用額の主なものとしたしましては、1段目に記載しておりますが、保健衛生総務費、こちらは病院群輪番制病院設備整備事業補助金、支出のほうですが、こちらの減額によります不用額3,217万円ですとか、3段目に記載しております常備消防費、こちらは災害出場の件数減少に伴います時間外勤務手当の減、こちらによります不用額1,144万3,026円といったところが主なところとなっております。

続きまして、その下、大きい項目ですが、前年度決算額と比較した主な特徴を簡単に御説明したいと思います。歳入に関しましては、令和3年度の決算額は47億5,003万9,000円です。前年度決算額48億8,328万8,000円と比べまして2.7%減少しております。減額の主な要因は、桜の苑の大規模改修工事の完了ですとか、消防車両の更新台数の減少、こちらに伴います事業費が大きく減額したことで、それに伴います負担金、それから国庫補助金、組合債、こういったものがそれぞれ前年度から減少したことによるものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。一方で歳出でございます。令和3年度の決算額は47億823万5,000円です。前年度の決算額48億1,587万8,000円と比較いたしまして、総額で1億764万3,000円の減額

となっております。減額の主な要因は、先ほど歳入のほうでもございましたが、桜の苑大規模改修によります火葬場の工事請負費ですとか、消防車両の更新台数の減に伴います消防施設費の備品購入費、こちらの減額によるものでございます。ここまでが歳入歳出決算の概要になります。

続きまして、財産に関します調書を御説明したいと思っておりますので、ここで恐れ入りますが、使います資料を議案第15号別冊に替えさせていただきたいと思っております。お手間取らせますが、資料のほうをお手元に御準備いただけますでしょうか。

議案第15号別冊、こちらのほうはまず25ページをお開きください。財産に関する調書につきまして御説明いたします。1の公有財産でございます。土地及び建物の総括についてでございますが、土地の地積を欄のところに書いております。土地の地積については、決算年度中にマイナスの18,81平米、こちらのほうを減少しております。これは、白浜浄化場の譲渡に先立ちまして土地の測量、それから分筆、こちらを実施したことによりまして地積が減少したものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして26ページを御覧ください。こちらは重要備品、帳簿価格500万円以上のものを掲載しております。1段目のマイクロバスが決算年度中に1台減少しておりますが、これは、うなばら荘の廃止に伴い処分したものでございます。

それからお隣のページ、27ページのほうを御覧ください。こちらは基金について掲載させていただいております。まず、財政調整基金でございますが、令和2年度の決算剰余金の2分の1相当額を積立てた一方で、うなばら荘の廃止に伴います起債の繰上償還のために取り崩したことなどによりまして、決算年度中の増減高は380万円となっております。その下の退職積立基金でございますが、令和3年度予算で1億円を積み立てさせていただきました一方で、令和3年度中の退職手当の財源に充当するため、2億2,746万4,000円、こちらを取り崩したことによりまして、決算年度中の増減高が1億2,743万3,000円となっております。それから最後になりますが、うなばら荘基金です。うなばら荘の運営費や起債の定期償還のために、前年度に当たります令和2年度末現在高の1,084万2,000円、こちらを取り崩したことによりまして決算年度末現在高はゼロ円となっております。なお、令和4年3月31日でのうなばら荘の廃止に伴いまして、うなばら荘基金のほうは廃止させていただいたところでございます。

続きまして、監査委員からの決算等審査意見書を御覧いただきたいと思っております。同じ資料の、2枚はぐっていただきまして31ページを御覧ください。監査委員により実施していただきました決算審査でございますが、大項目の2番のところに書いてございます2名の監査委員、こちらの委員の皆様、その下、審査年月

日を書いてございますが、令和4年9月1日に組合の決算審査、こちらを執行していただいております。

その結果でございますが、1ページおはぐりいただきまして32ページ、こちらの大きい項目の5番に審査結果を記載しておりますが、そちらを御覧ください。審査の結果ですが、審査に付されました決算書類を委員2名に御覧いただきまして、いずれも関係法令に準拠して調製され、かつ、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し正確であると認めていただいております。その一方で、このページの中ほどのところに大きい項目6番がありますが、この総括の中で4点ほど委員のほうから御意見を頂戴しております。その内容は、今後、一般廃棄物処理施設の建設ですとか、消防指令システムの更新等、大規模な事業が計画されていますので、より一層計画的な財政運営に努めること。それから2点目といたしましては、病院群輪番制病院設備整備補助金につきましては、支給事務は適切に処理されているものの、国の内示額が減少傾向にあるため、関係機関と協議の上、国の動向に呼応した補助申請に努めること。3点目といたしましては、再生用有価物売払収入については特定財源であることから、市況価格の調査により適切な単価の見直しを図ることで引き続き適正な収入の確保に努めること。そして最後の4点目でございますが、消防車両の購入費について、予算額と決算額に乖離があるため、経済情勢も踏まえまして適切な予算編成に努めること。こちら、以上4点、御意見をいただいたところでございます。なお、この審査意見書に関します説明についてでございますが、これ以降の内容は決算書の内容と重複いたしますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、37ページを御覧ください。37ページ以降に、今回の決算に係ります主要な施策の説明書、こちらのほうを添付しております。2枚はぐっていただきまして、41ページを御覧ください。昨年度までとは異なりまして、今回から事業ごとにまとめる形で様式のほうを変えさせていただいております。このページ以降、各事業の施策の内容を取りまとめているところでございますが、その説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

それから説明の最後になりますが、令和2年度決算審査指摘事項に係る処理状況につきまして説明させていただきたいと思っております。度々で非常に恐縮ではございますが、説明に使います資料を、今度は議案第15号参考資料③、こちらのほうに替えさせていただきますので、御準備のほうをお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、左側の目次、こちらのページを御覧ください。令和2年度の決算審査におきまして、委員の皆様方から2点の御指摘をいただいております。2点の内、1点目が火葬場、桜の苑につきまして、2点目が、現在随意契約としている案件につきましてでございます。

処理状況につきましては、その隣の1ページを御覧ください。1点目の桜の苑

につきましては、来場者に対します説明の食い違い等によるトラブルを防止するため、組合と指定管理者、それから各葬祭業者との職員間の連絡徹底について努力すべきである旨の御指摘を頂戴しているところでございますが、処理状況といたしましては、桜の苑の来場者に対します説明の食い違い等によるトラブルを防止するため、桜の苑で実施している来場者の人数制限等につきまして、指定管理者、各葬祭業者、それから来場者へ周知徹底を図るとともに、定期的に関係者と連絡会議を開催し、組合と指定管理者、各葬祭業者との職員間の連絡徹底に努めているところでございます。

続きまして、1枚おはぐりいただきまして3ページを御覧ください。指摘事項2点目の、現在随意契約としている案件についてでございます。こちらのほうは、今後状況に変化があり、競争入札に付することが可能なものは、競争性の観点から、競争入札への切り替えに引き続き取り組んでいくべきである旨の御指摘をいただいているものでございます。これに対します処理状況につきましては、随意契約としている1件100万円以上の案件につきまして、次回の契約において競争入札に付することができるかどうか、こちらを改めて内部のほうで検討を行いました。その結果、現状におきましては、いずれの契約についても競争入札に切り替えることは現段階ではできないという結果ではございましたが、今後も定期的に検討を行い、切り替えが可能な状況となった際は競争入札に切り替えていこうと、そういうことで考えているところでございます。

説明のほうは、少し長くなりましたが以上でございます。

**○渡辺委員長** 当局の説明が終わりました。

御意見、質問がある方は挙手を。質問はありませんか。今城委員。

**○今城委員** じゃあ、何点か。主な施策の説明書のほうです。42ページ。決算に関しては、うなばら荘の民間譲渡事業ということで決算に関してはこれはもう、あるべきことをきちっとやっていただいたということになると思いますので、決算に関してはいいのですけれども。この今後の課題・方向性っていうところに関して、公募型プロポーザル方式で今回もあったのですが、その後の現状の対応ということをお考えますと、その公募型プロポーザル方式ということによっての、この事業設定ということが的確であったのかどうかというところは、やはり検証することも必要なかもしれないなと思って。ただし、様々な事業で公募型プロポーザル方式にするということが決して間違っているわけではなくて、これでやっているということが、何て言うんですかね、一番妥当な部分であるということとは認識しているところなのです。ただ、今回のこの1社しかなかったというところに関してのことが、本当に1社しかなかったのだからそうなんですよねというふうになるのか、1社しかなかったけれども、そこを正當にきちんと評価してここだったのだというその事業内容や、今後の展開とかを考えていくということが今後必要になるのではないかなということ。何社かあったときは、比べるこ

とができますけれども、1社だったという特異性もあったとは思いますが、そういうところを考えると、この方式が悪いというわけではなくて、方式としてやる時に、この差が生まれにくいという状況のときをどういうふうに検討し判断していくのかというところ、今後の事業展開、本当に大丈夫かなというところは、今後やっぱりきちんとした検証はすべきではないかなというふうに思うところなんですけれども。決算とは少し離れていますので、もしもお答えがあればですし、意見として申し上げておこうかなと思うところです。

**○渡辺委員長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 御意見頂戴いたしまして大変ありがとうございます。

うなばら荘の公募型プロポーザルによりまして事業者を選定した件、今回このような事態になったということで、次回に向けて、このやり方をもうちょっと中身といいますか、やはり選定の基準なりの考え方というの、しっかり押さえていく必要があるのではないかなという御指摘かというふうに思っております。その中でですね、今、中止の申し出があったということで、そちらのほうの対応をしているわけですが、お話がありましたように、なぜこのような事態になったかということも、やはりきちんと今回精査をしていく必要があるというふうに思っております。現状は、やはりその、実名を申し上げますがヤードクリエイションさんでございますけれども、今のところ、現状こういう形になった大きな要因としては、やはり今回公募がコロナ禍で行われたものということで、非常に先の見通しがしづらい中での、そういう中での経営計画の判断、審査というようなものがあつたのかなというふうに思っております。この当初の段階はですね、やはり当面2年ぐらいは厳しい経営状況が続くという中で、3年目以降は黒字化していくというような事業計画での提案ということでありまして、想定としては、そういう形でもうちょっと早い段階で先が見通せるというような事業者さんの計画でもありまして、我々もやはりそういう形で展開していくのではないかなというところがあつたわけですが、結果といたしまして、今の状況になっているということもございまして、やはり今回この事態につきましては、その経営に当たっての試算となつたのが、現在の情勢を加味する中で非常に難しいものがあつたのかなというふうに思っております。それにつきまして今後、より精緻な検討ができますように考えたいというふうに思っているところでございます。

**○渡辺委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 少し私のほうから補足させていただきます。今、三上局長がお答えいただきましたが、要点だけ簡潔に申し上げますが、今回の公募型プロポーザルという方式を取ったこと自体にはですね、私は問題はなかったんじゃないかなと思っております。ちなみに白浜浄化場を廃止したものにつきまして、同じように不要資産の売却という手続きを取ったわけですが、これは単純な価格入

札で行ったというのは御承知のとおりであります。通常であれば、不要物品については価格で一番いい条件を出されたところにお渡しするということになるわけです。よく御存じのとおり、うなばら荘につきましては長年にわたって老人休養ホームとして、地域の資源として活用されてきたという経過や、引き続きその温泉資源、施設として活用したいという日吉津村さんの思いもありました。単純なその不要物品の売却ということではなくて、資源的に活用される内容をよく審査して、最もそういった日吉津村さんの思いなり、地域の思いにふさわしいものを選んでいくことをやろうとしたわけです。そういった場合はやはり公募型で、プロポーザルを付すという方法、通常は一番妥当ではないかなというふうに思っています。ただ、今回の場合、私も審査に関わりましたので、あえて申し上げますが、1社だからということで安易に認めたということは決してありません。当然詳細は控えますが、ファイナンスですね、経営計画そして資金的な支援、こういったような裏づけも確認した上で認めたものでありますので、その認めた時点での判断には間違いなかったと思っております。ただ、あえて言いますと、やはりコロナ禍の回復が予想以上に長引いたということに加えて、恐らく決定的だったのは、国際情勢の急速な変化による資材等の高騰という、これ全く不測の状態が、その後に発生した。まあ具体的に言いますと、本年2月におけるロシアのウクライナへの侵攻といったら、全く誰も予想しないような国際情勢が発生したということが最終的には引き金になったというふうに私は考えておりますので、そういったような状況を踏まえて御判断いただければと思います。以上です。

**○渡辺委員長** 今城委員。

**○今城委員** 今日では決算ですので。この決算に関して不足はございませんので、意見ということでさせていただいて、もう一つお聞きしたいところがあります。52ページなんです。輪番の病院の助成事業というところになるのかどうなのか。ちょっと微妙なんです。この決算に関しては輪番にかかったものの助成ということですので結構なんです。この中に多分、大人救急ですとか子供救急ですとか、県がやっている事業への負担金が入っているかなというふうに思っているんですけど。ここは入っているんでしょうか、いないんでしょうか。ちょっと事業的に、決算書のほうもちょっと見ることができなかったの。

**○渡辺委員長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 輪番制、ちょっと答えがまた違っていたらあれですけども。輪番制病院、鳥取県西部におきます夜間、それから休日等の診療に対する医療の提供体制ということでございまして。西部におきましては、この部分につきましては西部広域のほうでこのような形で運営支援をさせていただいているというようなどころでございまして。この財源につきましては、国の補助金とそれから県の補助金、それから西部広域に頂きました市町村の負担金、これを3分の1ずつ充

当して対応しているというものでございます。

○**渡辺委員長** 今城委員。

○**今城委員** はい、ごめんなさい。ちょっと言い方がごめんなさいでした。電話で相談するという大人救急・子供救急がありましたよね。それって県の、こっちですよね。県の事業、そうそう、ごめんなさい。こっち側でした。県の事業がやってくださっているところで、東・中・西が負担金としてそこを出すということになっているのですが、これ、ここに含まれているのか、どこに含まれているのかがちょっと分からないということと、もう1つは、結局西部広域でどうなんだという検証の部分にはならないと思うんですけど、現実的に負担金を出していて、どれぐらい利用されていて、どれぐらい費用対効果というのが出るかどうか分かりませんが、なのかなっていうところ。実際はこの数年であれば、コロナ禍ですので相当数の電話相談みたいなのがあったのかもしれないと思うんですけど、今ある中でちょっと読み切れなかったものですから、どのような状況なのかなって。どこに入っていてどういう状況なのかなということを教えていただきたいと思います。

○**渡辺委員長** 岩田総務課長。

○**岩田消防局総務課長** 委員、御質問の件でございますけども、まず1点目の、大人相談外来、子供相談外来とありますけども、県の事業としてやっておりまして、この病院群輪番助成事業の中には入っておりません。

○**今城委員** 入っていない。

○**岩田消防局総務課長** はい。この中で県の本来支出する負担、これが2分の1あるんですけども、その2分の1を東・中・西の組合で分けて、当組合に関しては、その半分の中の5分の2を負担しているという状況でございます。それと費用の出どころに関しましては、消防費の中から出ているところであります。

それと、効果についてでございますけども、委員御指摘のとおり、このコロナ禍で大人相談ダイヤル#7119、それと子供ダイヤル#8000と2つあるんですけども、いずれに関しましても件数が増加しているということで。ちょっと細かい件数を今日持ってきてはいないんですけども、昨年と対比しても倍増近くの件数は出ているということで県の医療政策課のほうから伺っております。

○**渡辺委員長** 今城委員。

○**今城委員** それが負担金、消防費で常備消防に入るんですかね。常備消防で負担金か何かに入っているのかな。

○**渡辺委員長** 高田総務課担当課長補佐。

○**高田総務課経理担当課長補佐** 先ほどありました鳥取県救急電話相談事業、いわゆる#7119というものになります。こちらは質問のとおり常備消防費の中に含まれておりまして、事業としましては、この主な事業の中には記載はございません。金額を今申し上げますと、令和3年度の負担金、31万6,800円に

なります。以上です。

○**渡辺委員長** 今城委員。

○**今城委員** そしたら、その31万6,800円、事業自体の運営に対してこういう負担金だったように思ってたんですけども。そうすると、利用がすごく多かつたとしても少なかったとしても、この負担金はそう変わらないという認識でいいんですかね。

○**渡辺委員長** 岩田総務課長。

○**岩田消防局総務課長** 委員御指摘のとおりで、件数に関わらず負担金は変わらないと。

○**今城委員** 変わらないんですね。はい、分かりました。

○**渡辺委員長** 今城委員、指摘ってのはないね。今の質問はね。

○**今城委員** ないです。

○**渡辺委員長** はい、ほかに質問はございませんか。森岡委員。

○**森岡委員** すみません。昨年、令和2年度の審査の指摘事項の関係で、3ページの部分にですね、これ随意契約に関する事なんですが。167条の2の第1項第2号というのはですね、非常に判例を見ても、行政側に非常に大きな裁量権が委ねられているところなんですが、だからこそ襟を正してきちんとその随意契約を執行するという姿勢が一番大事なことじゃないかなと思うんです。これを見ますと、100万円以上の案件が26件というふうに書いてあるのですが、法律上ですね、恐らく50万円くらいが限度かなというふうに思っています。政令都市が180万円。そういったことからすると、100万円以上というのが26件というのは、非常に大きいなというふうに思います。適正に処理はされているものとは思いますが、これを取り扱うときに、先ほども申しましたけど裁量権が大きいということで、取り扱いのマニュアルというものが規定されているのかということをお伺いしたいんですが。

○**渡辺委員長** 矢野総務課長。

○**矢野事務局総務課長** 今御指摘いただきました件でございますが、マニュアルについては作成はしておりません。以上です。

○**渡辺委員長** 森岡委員。

○**森岡委員** この詳しい中身は、これはもう全く分かりませんので、何とも指摘のしようがないんですが、やはりこういったことは第三者にきちんと説明ができる形が、職員の方もそういう仕事をされたほうが安心して仕事ができると思うんですね。ですから、ある程度こういうふうに100万円以上が26件もあるということであればですね、きちんとマニュアルを規定をして、それに沿った形で運用されるっていうほうが、皆さんが安心して仕事ができるのかなという感じを受けておりますが、はい。

○**渡辺委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 随意契約の問題につきましてはですね、以前も本議場で御議論があったように記憶しております。今、森岡委員、御指摘のあったことについては、そのとおりだというふうに我々も思っております。幾ら以上の額を随意契約としてあれするかというのは、よく御存じのとおりですけど、少額関係についてはですね、やはりそれをいちいち競争入札等にかける事務的な煩雑さというものを考慮して、もちろん適正に相見積り等で契約の適正さを確保するということを大前提としつつ、常時、随意契約を行うことができるという定めをしているのであります。100万円以上のもにつきましてはですね、とはいっても額が大きくなりますので、それは随意契約が適当かどうかということを経営を基に判断して随意契約を行うということにしておるものだけということでありまして、随意契約につきまして、必要があれば、一件一件どういったものを行っているかということの資料提供も可能であります、大半はですね、やはり廃棄物処理に関わる業務が大半だというふうに思います。これは様々な特殊業務、あるいは廃棄物処理に関わる、淀江の最終処分に関わる業務等々、いわゆる選択性がない業務というのがあります。特性上ですね。こういったようなものを随意契約でやっているということでありまして、ぜひ御理解いただきたいと思っておりますし、その内容は公開することによってですね、御覧いただくことによって御判断いただきたいというふうに思っています。以上です。

**○渡辺委員長** 森岡委員。

**○森岡委員** もちろん緊急性であったり、特殊性というものが一番この契約の性質又は目的が競争入札に適さないというところの判断材料になろうかと思っております。適正に処理されているというふうに思っておりますので、後からでもですね、またきちんと精査できるような形で資料を残しておいていただければと思います。

**○渡辺委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** そうしますと、今日お配りしているこの参考資料②と書いてある資料の10ページ、11ページ。11ページには、500万円以上であります。100万以上その間がありますので、これは別途資料提供をさせていただきたいと思っておりますが、500万円以上のものについては11ページに載っているということをつけ加えさせていただきます。以上です。

**○渡辺委員長** 委員の皆さん、私、広域の決算初めてです。米子市の決算はするんですけど。最後、指摘事項の関係がありますので、米子市の場合、質疑が終わったら、こうこうで私は指摘するという自分の指摘の意思を示してもらったのをリストアップして各委員に流して、皆さん合意するかという手続き取ってるものですから、ちょっと分かりにくいので、質問なのか指摘なのかというのが。できましたら結びに、指摘したいということをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

質問の方。土光委員。

**○土光委員** 質問は、主要な施策の説明書の中の62ページに関してです。この62ページの中で、最終処分場委託事業で、四角の決算の概要の中の2番の事業の成果、その下の埋立実績で、これで本年度埋立量が4,284。それから残余容量が8万4,274という数字。単純にこの数字だけから考えると、残余容量で今年度は4,000。これ割り算すると、約21という数字が出ます。ここから判断すると、大雑把にここの最終処分場は残余容量がほぼ20年くらいはあるというふうに考えられるのですが、そういう理解でいいですか。

**○渡辺委員長** 小林事務局施設管理課施設長。

**○小林事務局施設管理課施設長** 最終処分場の残余容量についての御質問と思います。残余容量につきましては、年度末に実際の測量をいたしまして、令和3年度末の残余容量が8万4,274立米で、それから最終覆土量ですとか、築堤のまだ残っている所、そういった廃棄物を埋め立てるもの以外の容量を引いた正味の残容量といたしまして4万6,200…、すみません。が、残余容量に実際になります。その容量が4万6,224立米でありまして、それを埋立ての期間で考えますと、大体令和13年末までということで、埋立可能年限というものが決まっているところでございます。

**○渡辺委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今の答弁、ちょっと確認しますと、要は、ここで言う本年度埋立量の4,284は、ごみそのものの容量と置いていいわけですね。それで、実際埋め立てるときは覆土したりするので、実際の埋立ての容量はこれよりいっぱいいると、ということ。それで、ここの2番の8万4,000というのは、実際そういう余裕、空間はあるけど、実際の埋立てするのは、ごみだけではなくて覆土もあるので、単純な割り算。だから今の説明では、覆土部分を除くとごみの埋立ての容量は大体4万ぐらいだと言ったと思うんですが、だから約10年。そういう理解でいいですか。

**○渡辺委員長** ちゃんと説明しとったけどな。4万6,200。小林施設長。

**○小林事務局施設管理課施設長** まず残余容量ですが、本年度埋立量4,284立米といいますのは、令和3年度末時点で実際に測量をいたしまして、前年度と差し引いた埋立てして増えた量になりますので、これは廃棄物の量プラス覆土量ということになります。で、正味の残余容量といたしましては、委員がおっしゃられたとおり4万6,224立米というようなことになって、大体13年度末ということになっております。

**○渡辺委員長** 土光委員。

**○土光委員** 4万6,000云々は私が言ったのではなくて、答弁でそういう数字が出たから確認したのですが。そうすると、その4万6,000云々の量と、ここの書いてある8万4,000、この違いは何ですか。

**○渡辺委員長** 1回説明したよね、これ。差し引いて4万6,000になるって、



○**渡辺委員長** 安田事務局施設管理課担当課長補佐。

○**安田事務局施設管理課担当課長補佐** 濃縮水処理施設の設置の必要性についての御質問かと思えます。こちらの濃縮水処理施設といいますのは、最終処分場の浸出水中の塩分濃度の上昇のために作られた施設でございます。最終処分場の閉鎖に向けまして浸出水中の塩分濃度を下げる必要がございますので、最終処分場の浸出水に溜まっている塩分をですね、固化させて外部に排出するという施設になっております。

○**渡辺委員長** 伊澤副管理者。

○**伊澤副管理者** 誤解があっちゃいけませんので、私のほうが申し上げます。これは議会のほうでもこれまで御説明しております。土光委員は初めてかもしれませんが、RO膜でのその水処理を入れた段階でですね、大きな問題の一つとして、RO膜で水をろ過しますと、もちろんその不純物といいましょうか、かなり水が、いわゆる飲める水準ぐらまで綺麗な水にろ過するわけでありませうけど。その効果として、塩をこしてしまいます。で、この塩の問題というのは、実はRO膜という水処理方式を選択した当時から、これは議会のほうでも御報告し、いずれこの塩の処理をしないと、この場内の水処理が完結しないということがあったわけですけども、そのRO膜の処理を入れた時点、えーと平成14年だったかな。ちょっと時期は定かではありませんが、その時点で、同時にその施設を建設するというのではなくて、後で、そういった問題、濃度が高まってきた段階で、2期工事としてそれを整備しようということでRO膜の水処理が計画されたものです。このように承知しております。

このことは議会のほうでも御報告しておりますし、当時、議会でも特別委員会なども作られて、そういった先進地でも同じことが起きていましたので、RO膜を入れるとそういうことが起きるということは議会のほうでも御承知いただいた上で、RO膜の水処理を導入したという経過がございます。ずっとその後、つまり、こした塩水というのは場内に環流しておりましたので、水の塩分濃度の上昇状況を管理・監視しておりましたが、塩分濃度が一定程度高まってきたと、これは予定どおりなわけではありますが、ということになりましたので、塩分濃度をそのままにして水処理を行うことがなかなか難しくなってきたという今の状況を踏まえて、2期工事としてのその塩の固化処理、固化してそれを場外搬出して、しかるべき所で処理するというのを、議会のほうの予算の御承認もいただきながら現在進めているということでもあります。以上です。

○**渡辺委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私が聞きたいというか確認したいことは、今言ったそのだんだん塩分濃度が高くなって、その処理したのを循環して使っている。で、だんだん濃度が高くなって、ということでこの濃縮水処理施設が必要だということだと思うのですが、だから例えば閉鎖が近いから必要になったということではなくて、RO

膜施設を導入して何年かたって、今の時点で通常の水処理をする。これ閉鎖が近いかどうかは直接は関係なくて、水処理をちゃんとやるためには今の時期にこういった処理施設が必要になっている、という理解でよろしいでしょうか。

○**渡辺委員長** 伊澤副管理者。

○**伊澤副管理者** そのとおりであります。ただ、言い方を変えると、閉鎖するためにはですね、必ず塩の問題は処理しておかなければならないということも事実でありますので、これは御理解いただきたいと思いますが、閉鎖の時期が近づいてきたからやるものではなくて、塩分濃度が高まってきて、塩分濃度が高まりますとRO膜の能率自体も落ちてまいります。そういったような状況を踏まえてですね、この時期にお願いするということでもあります。以上です。

○**渡辺委員長** 土光委員。

○**土光委員** それからもう一つ。今のは分かりました。これは事業の成果の中の(2)番で不燃物残さ等、で数字があります。この不燃物残さに関しては、ある一定部分を外部処理をしていると思っているのですが、この年度かどうか、まあしていると思うんですが、この外部処理をしているとすると、それが幾ら、どのぐらいの量。で、それに要する費用はどのくらいだったかというのは、この決算の資料のどこにその辺が載っているのでしょうか。

○**渡辺委員長** 三上事務局長。

○**三上事務局長** 今御覧になっております資料でいきますと、ちょっと前のほうになりますけれども、外部処理につきましては60ページの上段にですね、外部処理委託先への搬入量ということで、令和3年度、それから前年度の2年度のものトン数を掲載をさせていただいているというところがございます。こちらにつきましては、不燃物処理施設の運転事業、こちらのほうで経費負担をしているというところがございます。

○**渡辺委員長** 土光委員。

○**土光委員** 60ページでイのところではありますが、これ処理量。これに、このための経費というのはどこを見れば分かるんですか。

○**渡辺委員長** それは土光さん、イの廃プラスチック残さという部分ということですか。

○**土光委員** はい、そうです。

○**渡辺委員長** これだけだよね。小林施設長。

○**小林事務局施設管理課施設長** 処分の費用といたしましては、15号別冊の20ページの不燃物処理費の委託料の中に合算して入っております。

○**土光委員** 別冊のどこに。

○**渡辺委員長** 20ページ。

○**土光委員** 20ページ。合算して入っている。

○**小林事務局施設管理課施設長** はい、合算して入っています。手元に資料がご

ざいますので、金額を申し上げます。

○土光委員 はい、教えていただければ。

○小林事務局施設管理課施設長 令和3年度の外部処理委託料としましては、外部処理の中に運搬委託料というものと処理委託料というものがございます。令和3年度決算額としましては、運搬委託料が952万6,000円、処理委託料としましては2,703万2,005円でございます。

○土光委員 分かりました。

○渡辺委員長 ほかに質問はございませんか。勝部委員。

○勝部委員 2点お伺いしたいと思います。質問でございますので。指摘ではございませんので、よろしくお願いします。

まず1点は、監査委員さんがいらっしゃらないので、ちょっと答えにくいかと思えますけど、決算等審査意見書の32ページです。その下段のほうに、再生用有価物売払収入っていうのは特定財源であると書いてあるんですけど。施設の使用料は特定財源でもいいと思うんですけど、こういうものまで特定財源って監査委員が言われる理由は、どういう意味かちょっと私、分からないです。教えていただけますか。まずこれが1点。まあ委員長、本来は監査委員に言わないけれど、まあ答えられれば。

○渡辺委員長 まあ、多分そこにおられたんでしょう。

○勝部委員 それなら委員長、これはいいです、いいです。

○渡辺委員長 いや、まあ答えてもらいましょうよ。本池施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 委員さんの質問で特定財源のことをとということでございますが、こちらの再生用有価物売払収入といいますのが、こちらで再生品を売払って得る収入でございますので、こちらをリサイクルプラザの機械設備の補修ですとか、そのあたりの財源にするものでございますので特定財源という形にさせていただいております。

○渡辺委員長 聞こえました。大丈夫ですか。勝部委員。

○勝部委員 何となく分かったけど、別に一般財源扱いでいいんじゃないかと思うんで、私は。特定財源でどうしても扱わなきゃいけない理由ってのは、監査委員は何か理由があったかなと思って、それで聞いて。本当は監査委員さんに言わなきゃいけないんだけど、事務局さんがどういう御理解していらっしゃるのかと思って。私はこれは使用料じゃないから、要は特定施設のそれに対する使用料だったら特定財源でいいと思うんだけど、そこからまた発生するものだったんだから一般財源でいいんじゃないかと思って聞いたまです。これは質問ですので、委員長いいです。

○渡辺委員長 はい。

○勝部委員 じゃあ、もう1点お伺いします。

○渡辺委員長 はい、どうぞ。

○**勝部委員** これも質問ですけれども、今のうなばら荘の関係なんですけどね。41万5,000円だったか2,000円だったかな、いわゆる歳入が入っていますよね。令和3年度で売払収入が入っていますが、これも日吉津村さんのお考えになるんですけれども、いわゆるこの財産調書では収入は、令和3年度で収入は。あ、これは。

(「4年度。」と三上事務局長)

○**勝部委員** 3年度は収入は入ってますでしょう。違いましたっけ。

(「4年の5月に。」と三上事務局長)

ここの41万5,000円、白浜分でしたっけ。この41万5,000円という歳入がありますでしょう。ページ13の建物売払収入41万5,000円ってのは、これ、うなばら荘とは違いましたっけ。ページ13。これ違いますか。

○**渡辺委員長** はい、本池施設管理課長。

○**本池事務局施設管理課長** 失礼いたしました。こちらが41万5,000円でございます、出納整理の間に料金受納しておりますので、この中で記載しておりますものでございます。申し訳ございません。

○**勝部委員** いやいや、それより要はうなばら荘の金額かどうかって話はどうです。

○**渡辺委員長** 続けて。

○**本池事務局施設管理課長** 申し訳ありません、言葉が足りておりません。うなばら荘の売買代金でございます。

○**勝部委員** そうですよ。うなばら荘の金額は、売却は3年度に入っているんですよ。それで建物の財産調書は全く動いてないだがんね。これはページで言うとならば何ページだったかな。ページ25の財産調書は、建物は全く動いてないだがん。まあ、これは別に違法性は何もないんだけど。

○**渡辺委員長** 本池施設管理課長。

○**本池事務局施設管理課長** 度々失礼しました。財産台帳の記載の件でございますが、こちらが3月31日時点の財産の記帳ということでございますので、ここでは動いていないという記載で、このままの記載になっております。

○**渡辺委員長** 勝部委員。

○**勝部委員** あのね、まず1点は、不思議なのは、一般的には歳入年度に歳入財産台帳も同じように変更して落とすのが一般的な話なんだけど。別にこうしていったって違法とは言わないけど、まあ一般的ではないと思うんですよ、それは。思うんですけど、ただ問題は、日吉津村さんに関わることなんだけど、これ逆に。今度もうすぐお正月の1月1日が来るじゃないですか。1月1日現在のこれの、うなばら荘のいわゆる不動産取得税、県の税金の不動産取得税ね。それから固定資産税、来年度の日吉津村の。これはどういう課税になると事務局は把握していますか。いわゆる全然かからないような措置になるんですか。これでいくと、財

産はまだ西部広域に残っている感じになるんですよ。本来だともう、本当は今年の年中には県税の不動産取得税なんかは本当はヤードクリエイションさんは払ってないといけない理屈になるのですよ。来年の1月1日現在は所有権を持っているから、事実上。固定資産税は日吉津村に納めなきゃいけないという理屈になるんですよ。そしてヤードクリエイションさんの法人関係の関係書類も固定資産に動いていくんですよ。それって事務局はどういうふうに把握していますか。

**○渡辺委員長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** まず、不動産取得税の考え方でございますけども、ちょっと正確な売買日付のほうまで記憶があれですけども。ちょっと間違っていたらまた訂正させていただきたいと思っておりますけども、今年の令和4年5月14日に売買を完了しております。ですので、不動産取得税につきましてははですね、そこで所有権がヤードクリエイションに移っておりますので、現所有ということの考え方の中でヤードクリエイションさんのほうに課税をされるというものだというふうに理解をしています。それから固定資産税につきましては、毎年1月1日、この時点の所有者に対して課税をされるということでございますので、令和5年の1月1日に、この時点でヤードクリエイションさんがもう売買契約で移っておりますので。所有ということで令和5年度の課税の対象になってくるという、そのような理解をしています。

**○渡辺委員長** 勝部委員。

**○勝部委員** あのね、これまず一つの問題点がね、いわゆる権利関係が移っていないんだよね。まだ未登記なんですよ。だから県税も把握することはできないと思うのですよね。登記が動いていないから全く。いわゆる非課税扱いですよ。それで登記義務は不動産の売買の場合、別に民法上の対抗力はないとしても登記義務は生じないんだけど、お互いに。うちが、どちらかという西部広域のほうで登記法上でいうと登記の義務者なんだよね、本当はね。うちが義務者。ヤードクリエイションさんは権利者なんですけど。この税金そのものが多分、日吉津村さんは来年、事実上課税をようせんのじゃないかと思うだがんね、私は。そうすると、いわゆるおかしなことが起きるなと思うので、その点私、日吉津村さんに、評価額は県税と相談してうまく課税ベースに乗っけていただかないと。今、局長が答弁されたように、令和5年の1月1日現在の所有権は事実上ヤードクリエイションさんなので、それはうまくお互いに指導してあげないと、いわゆる一般住民とのバランスが取れないということが起きてくるので。その点私は、ひとつ局長のほうからも日吉津村さんとよく調和を取ってほしいと、そういうふうに思います。委員長、以上。答弁もらえればいいです。

**○渡辺委員長** 吉持環境企画室長。

**○吉持事務局施設管理課環境企画室長** すみません、今の御質問の固定資産税のほうをまずお答えさせてもらいますけども。日吉津村さんのほうから、所有者に

ついで、現在の所有者ってということと、あと以前の所有者ということで西部広域ってことの確認の書類を提出してほしいというのが昨日届きました。それについて相手方のヤードクリエーションさんの顧問弁護士のほうに、ちょっと今日電話ですけれども送らせてもらって、処理をさせていただきますということをお伝えしたら了承していただいているところですので、通常1月1日での固定資産税の賦課というのが現在進むように事務をしようと思っています。よろしいでしょうか。

○渡辺委員長 勝部委員。

○勝部委員 そんな話しているよりね、まず一発、嘱託登記を職権でやってしまったほうが早いと思うよ。嘱託登記で一気に、ぼーんと。うちは義務者だから一気にできると思うんで、登記は。所有権移転登記は。

○渡辺委員長 いいですか。伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 課税に関してはですね、よく御存知かと思いますが課税は現実主義でありますので、登記のいかんに関わらず、売買契約等で所有権が移転している事実があれば、今現在の、課税基準日現在の所有者に対して課税される。これが税法の考え方でありますので、登記の有無が課税の障害になることはありません。それはまず、そういう御理解をいただきたいと思います。

それから登記義務について、もちろん職権登記ということがありますが、通常は職権登記します場合は、いわゆる公共の側が買ったものとかですね、そういったようなものは職権登記することありますが、売ったものについて、職権登記する、逆言いますと登記というのは所有権を肯定的に保全するために行うものですので、通常はその所有権を持っている人間が行うというのが基本ではないかなというふうに思っています。繰り返しになりますが、課税の障害になりませんので、そのように考えております。以上です。

○渡辺委員長 勝部委員。

○勝部委員 あのね、副管理者。お言葉を返すようですけどね、登記法上ではね、いわゆる売主が、売却主が登記義務者なんですよ。だから、それを登記をする義務者というのは、法的にはうちが義務者ってことは御理解いただいたほうがいいと思います。答弁でもあればどうぞ。登記法上の問題ですよ、これは。

○渡辺委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 登記の義務等につきましては、御指摘も踏まえてですね、関係法令を確認の上、適切に対応したいというふうに思います。

○勝部委員 委員長、終わり。

○渡辺委員長 ほかにありませんか。ありませんね。よろしいですか。質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ある人、おられませんか。別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより、本件について採決をいたします。特に反対の御意見がなかったよう  
でございますので、本件については、原案のとおり認定することにしたいと思  
います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○渡辺委員長 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定するこ  
とに決しました。

~~~~~

## 5 委員長報告について

○渡辺委員長 次に、日程第5、委員長報告についてであります。これは1月  
に開催予定の臨時議会において報告する必要がございます。先ほども申し上げま  
したとおり、本来ですともう一度皆様にお集まりいただき、報告内容を検討いた  
だくのが適当と考えますが、委員の皆様方、大変御多忙のこととしますので、  
先ほどいただきました御意見を基に正副委員長で協議し、報告案をまとめさせて  
いただけたらと思います。

あらかじめ出来上がりました報告書については委員の皆様方に送付させていた  
だきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○渡辺委員長 御異議がないようですので、報告案は正副委員長でまとめさせて  
いただきまして、委員の皆様には後日お送りするということにしたいと思いま  
すので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

## 6 閉 会

○渡辺委員長 これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後2時43分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

決算審査特別委員長

渡 辺 穰 爾